

朝霞市規程第2号

朝霞市福祉事務所処務規程の一部を改正する規程

朝霞市福祉事務所処務規程（平成3年朝霞市規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「課」の次に「等」を加え、同条中「掲げる課」の次に「又は室（以下「課等」という。）」を、「これらの課」の次に「等」を加え、同条の表中「課名」を「課等名」に改め、同表こども未来課の項中「、こども相談係」を削り、同表に次のように加える。

こども家庭センター	母子保健係、こども相談係
-----------	--------------

第3条の表こども未来課の部こども相談係の項を削る。

第3条の表保育課の部保育支援係の項を次のように改める。

保育支援係

- 1 放課後児童クラブ及び障害児放課後児童クラブに関する事。
- 2 子育て支援センターに関する事。
- 3 認可外保育施設に関する事。
- 4 幼稚園に関する事。

第3条の表に次のように加える。

こども家庭センター

母子保健係

- 1 地区保健活動（母子に係るもの）に関する事。
- 2 母子保健に関する事。
- 3 育み支援バーチャルセンターに関する事。
- 4 ファミリーサポートセンターに関する事。

こども相談係

- 1 児童福祉法に基づく援護（障害福祉に係るものを除く。）に関する事。
- 2 家庭児童相談室に関する事。
- 3 要保護児童等の支援に関する事。
- 4 里親に関する事。

第4条第1項中「所長、課」の次に「等」を、「課長」の次に「又は室長（以下「課長等」という。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「次長、課」の次に「等」を、「課長補佐」の次に「又は室長補佐（以下「課長補佐等」という。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する所長、課長等の職は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職にあるものをもって充てる。

- (1) 所長 朝霞市事務分掌規則（平成26年朝霞市規則第3号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する福祉部の長
- (2) 福祉相談課長 規則第2条第1項に規定する福祉部福祉相談課の長
- (3) 生活援護課長 規則第2条第1項に規定する福祉部生活援護課の長
- (4) 障害福祉課長 規則第2条第1項に規定する福祉部障害福祉課の長
- (5) 長寿はつらつ課長 規則第2条第1項に規定する福祉部長寿はつらつ課の長
- (6) こども未来課長 規則第2条第1項に規定するこども・健康部こども未来課の長
- (7) 保育課長 規則第2条第1項に規定するこども・健康部保育課の長
- (8) こども家庭センター室長 規則第2条第2項に規定するこども・健康部こども家庭センターの長

第5条第3項中「課長」の次に「等」を加え、同条第5項中「課長補佐は、課長」を「課長補佐等は、課長等」に、「し、課」を「し、課等」に改める。

第6条第1項中「課長」の次に「等」を加え、同条第2項中「課長に」を「課長等に」に改め、「課長補佐」の次に「等」を、「置く課」の次に「等」を、「他の課」の次に「等」を加える。

第7条第1項中「課長」の次に「等」を加え、同条第2項中「課長専決事項」を「課長等専決事項」に、「課長が」を「課長等が」に改め、「場合においては、課長補佐」の次に「等」を、「置く課」の次に「等」を、「他の課」の次に「等」を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。